

訪問看護重要事項説明書

<令和7年11月1日現在>

1 訪問看護事業者（法人）・事業所の概要

名称・法人種別	医療法人社団創福会
理事長	山口 潔
事業所名	訪問看護ステーションふくろう等々力
所在地	東京都世田谷区等々力3丁目5-11 ライオンズマンション等々力第5-203号室
連絡先	電話：03-6432-2975 FAX. 03-6432-2976
管理者	齋藤 ゆり
番号	ステーションコード：7297971 介護保険事業所番号：1361290644
ホームページ	http://296296.jp/

(2) 事業所の職員体制

従業員の職種	看護師 5名 看護補助者（臨床心理士）1名（公認心理師・精神保健福祉士）1名
--------	--

(3) 事業の実施地域

事業の実施地域	世田谷区玉川地域、大田区の一部、目黒区の一部の区域 （玉堤、尾山台、等々力、玉川、用賀、瀬田、奥沢、玉川田園調布、上野毛、中町、野毛、駒沢、深沢、田園調布、八雲、自由が丘）
---------	---

(4) 営業日及び営業時間

営業日	営業時間
平日	9:00～17:00

営業しない日
土日祝日・年末年始(12月30日～1月3日)

2 事業所の特色等

(1) 事業の目的（医療法人社団 創福会の事業目的に準じます）

私たちは、患者さま・ご家族さま、地域の皆さまとの“共創”を通じ、高齢者医療・在宅医療の専門家として、ご高齢者の豊かな人生、安心できる暮らしをお支えします。

患者さま・ご家族さまへ：

私たちは、患者さまがよりよい毎日を暮らしていただけるよう、お身体の機能低下を予防し、QOL（生活の質）を高める医療を提供するよう努めます。また、患者さま、ご家族さまと十分な対話を行い、信頼関係を築き、皆さまの意思決定をサポートすることを大切にします。

介護に携わる方へ：

私たちは、ご高齢者の尊厳ある人生を支えるチームとして、皆さまからの情報を尊重し、医療と介護が手を携え、共に学び、共に成長していくことを目指します。

地域医療に携わる方へ：

私たちは、老年医学・老年看護の研究、教育、人材育成に積極的に取り組み、地域における高齢者医療の発展、質向上に貢献します。

(2) 運営方針

ア ご利用者さまの意思及び人格を尊重し、常にご利用者さまの立場に立ったサービスの提供に努めます。

イ 事業にあたっては、ご利用者さまの所在する区市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

ウ ご利用者さまの療養に資する等の観点から、当該ご利用者さまに直接係る上記関係者に必要な情報を提供する以外、業務上知り得たご利用者さままたはそのご家族さまの秘密を他に漏らすことはいたしません。

エ ご利用者さまの訪問看護等のサービス提供にあたり、ご利用者さまの希望や病状、身体状況、主治医の指示書、居宅サービス計画書に基づき、療養上の目標をあげ、ご利用者さまに説明し、具体的なサービスの内容等を計画的に実施します。

3 サービスの内容

	内容
訪問看護 及び 介護予防 訪問看護	ア) 療養生活や、介護方法についての相談 イ) 食事、入浴、排泄など日常生活の世話 ウ) リハビリテーション エ) 床ずれなどの手当て、医療機器やカテーテルの管理 オ) 癌、難病、認知症、精神疾患の方の看護 カ) その他

4 サービス内容に関する苦情相談窓口

指導に際し万が一事故などが起こった場合は、適切に対応いたします。

当事業所相談窓口	窓口責任者 齋藤 ゆり ご利用時間 平日 9:00～17:00 ご利用方法 電話 03-6432-2975 面接（施設面談室にて）
玉川総合支所 保健福祉課	所在地:世田谷区等々力3丁目4-1 電話番号:03-3702-1894 受付時間:8:30～17:00 (ただし、土・日・祝日、年末年始を除く)
国民健康保険 団体連合会相談窓口	所在地:千代田区飯田橋3丁目5-1 電話番号:03-6238-0177 受付時間:9:00～17:00 (ただし、土・日・祝日、年末年始を除く)

5 緊急時等における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかにご利用者さまの主治医、救急隊、緊急連絡先（ご家族さま等）、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者等への連絡をします。

ご利用者さまに対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市区町村、ご利用者さまのご家族さま、ご利用者さまに係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

訪問看護のサービス提供に伴い事業者は損害賠償補償制度に加入します。

6 保険者証について

医療保険者証の更新、介護保険被保険者証の区分変更や更新があった場合や、介護保険負担割合証の負担割合が変更になった場合に、ご提示、写真撮影し保存をさせていただきます。

7 個人情報の取り扱いについて

(1) 個人情報保護に関する方針について

事業者は、ご利用者さまに安心して医療を受けていただくために、安全な医療をご提供するとともに、ご利用者さまの個人情報の取り扱いにも、万全の体制で取り組んでいます。また、ご利用者さまの個人情報の開示・訂正・利用停止等につきましても「個人情報の保護に関する法律」の規定にしたがって進めております。

(2) 個人情報の利用目的について

事業者は、ご利用者さまの個人情報を次の目的で利用させていただくことがございます。これら以外の目的で利用させていただく必要が生じた場合には改めてご利用者さまから同意をいただくことしております。また、次の個人情報の利用に同意なされない事項があればお申し出ください。

(個人情報の利用目的)

① ご利用者さまへの医療等提供

- ・当医療法人での医療・看護・介護・心理臨床サービスの提供
- ・他の病院・クリニック・薬局・介護サービス事業者・訪問看護ステーション等との連携
- ・他の医療機関からの照会への回答
- ・ご利用者さまの診療等のため、外部の医師等の意見・助言を求める場合
- ・検体検査業務の委託その他の業務委託
- ・ご家族さま等への病状の説明
- ・その他、ご利用者さまへの医療・看護・介護・心理臨床提供に関する利用
- ・医療保険及び介護保険における情報共有

状況により在宅療養(医療、介護)をサポートする他の病院、診療所、助産所、薬局、訪問看護ステーション、介護事業者等の医療関係職種と連携し、ICT ツール(医療介護専用のコミュニケーションシステム)を用いて以下の情報を相互に共有させていただきます。

- ア 医師が患者の診療を行った際の診療情報
- イ 医療関係職種が記録した患者の医療・ケアに関わる情報
- ウ 医師及び医療関係職種が患者の人生の最終段階における医療ケア及び病状の急変時の治療方針等についての希望を患者家族から取得した情報

使用する ICT ツールは MedicalCareSTATION(メディカルケアステーション)で 医療介護従事者の連携を円滑に図るために、医療介護専用が開発され、医療情報等を安全に取り扱うためのセキュリティ、アクセス制御、管理体系が整った非公開型のシステムです。災害時等でも医療介護従事者間での連携が取りやすいように配慮されています。

② 診療費等請求のための事務

- ・医療・介護・労災保険、公費負担医療に関する事務およびその委託
- ・審査支払機関へのレセプトの提出
- ・審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・その他、医療・介護・労災保険、公費負担医療に関する診療費請求のための利用

③ 当医療法人の管理運営業務

- ・会計・経理
- ・医療事故等の報告
- ・当該ご利用者さまの医療サービスの向上
- ・その他、当医療法人の管理運営業務に関する利用

④ 企業等から委託を受けて行う健康診断等における企業等へのその結果の通知

⑤ 賠償責任保険等に係わる、医療に関する専門の団体、保険会社等への相談又は届出等

⑥ 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料

⑦ 当医療法人内において行われる医療実習への協力

⑧ 医療の質の向上を目的とした当医療法人内での症例研究

⑨ 外部監査機関への情報提供

⑩ 保険会社からの入院証明、診断書等への書類

(3) 法律に基づく事項

個人情報に係る安全管理措置として、個人情報を格納したコンピュータへの不正アクセス及び個人情報の紛失や改ざんを防止するための措置を講じます。

個人情報開示請求の手続きについては、当法人所定の請求書（別紙参照）に所定の項目にご記入いただきます。詳細は当医療法人ホームページにてご確認ください。

個人情報を利用目的に記載した者以外の第三者への提供を行いません。但し、業務及び公共の利益のため、第三者への提供が必要であると判断した場合、必要な措置を講じたうえで、個人情報の提供を行う場合があります。

上記「個人情報の利用目的」のうち、他の医療機関への情報提供について同意しがたい事項がある場合には、その旨をお申し出ください。これらのお申し出は後からいつでも撤回、変更等を行うことができます。

8 費用

(1) 各保険給付対象サービス

ア ご利用者さまは、訪問看護ステーション規定料金表(別紙)に定めた訪問看護サービスに対する所定の利用料及び、サービスを提供するうえで別途必要になった費用を支払うものとします。

イ 基本料金は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改正された場合は、これら基本料金も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本料金を書面でお知らせします。

ウ 交通費、及びキャンセル料、その他の利用料金については、訪問看護ステーション規定料金表(別紙)に定めたとおりの費用を支払うものとします。

(2) 利用料等のお支払方法

口座振替にて、1ヶ月分をまとめ、ご指定の口座から、毎月26日にお振替にて領収させていただきます。口座振替は、別紙申込書に必要事項をご記入いただきます。口座振替開始には1ヶ月程度かかります。それまでの費用は、手続き完了月の26日に、一括で振替させていただきます。ご了承ください。請求書と領収書は1ヶ月分をとりまとめ、ご郵送いたします。

9 虐待の防止について

(1) 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

①虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

②虐待の防止のための指針を整備しています。

③従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的実施しています。

④虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を設置しています。

(2) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを区市町村に通報します。

(3) 虐待通報の窓口

当事業所窓口	電話番号:03-6432-2975 受付時間:9:00~17:00 (ただし、土・日・祝日、年末年始を除く)
玉川総合支所保健福祉課 地域支援担当	電話番号:03-3702-1894 受付時間:8:30~17:00 (ただし、土・日・祝日、年末年始を除く)

1 0 ハラスメントへの対応

事業者は、現場で働く従業員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

- (1) 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。
 - ① 身体的な力を使って危害を及ぼす(及ぼされそうになった) 行為
 - ② 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
 - ③ 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為上記は、当該法人従業員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。
- (2) ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同事案が発生しない為の再発防止策を検討します。
- (3) 従業員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。
ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

1 1 感染症の予防及びまん延防止のための措置

事業者は、感染症の予防及びまん延防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図っています。
- (2) 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- (3) 従業員に対する感染症の予防及びまん延防止のための研修を定期的実施しています。

1 2 業務継続に向けた取り組み

事業者は、感染症や非常災害の発生時において、業務継続に向けた取り組みについての対応に努めます。

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護のサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 3 その他

(1) 看護学生や他機関の看護師の同行訪問

当事業所においては、看護学生の実習や看護師の体験研修を受け入れています。看護教育、訪問看護の質の向上をご理解いただきご協力をお願いします。なお同行訪問する際には事前にご連絡をいたします。看護学生や他機関の看護師は同行等を通して知り得たご利用者さま、ご家族さまに関する情報について他者に漏らすことがないよう個人情報保護に留意します。

(2) 看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供にあたって、次の行為は行いません。

- ア ご利用者さま又はご家族さまの、金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- イ ご利用者さま又はご家族さまからの、金銭、物品、飲食の授受
- ウ ご利用者さまの同居ご家族さまに対するサービス提供
- エ ご利用者さまの居宅での飲酒、喫煙、飲食
- オ 身体拘束その他ご利用者さまの行動を制限する行為（ご利用者さま又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- カ その他ご利用者さま又はご家族さま等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) ペットの隔離

看護等職員が訪問看護サービスにおいて安全安心してケアを行えるようご協力をお願いします。ペットをケージに入れる、リードにつなぐ等のご配慮をお願いします。職員がペットに噛まれた等の場合、その治療費等の請求をさせていただく場合がございます。

当事業者は、重要事項説明書に基づいて、訪問看護の重要事項の説明をしました。

説明日 令和 年 月 日

説明者 職種

氏名

事業者 住所 〒158-0082
東京都世田谷区等々力3丁目5-11
ライオンズマンション等々力第5-203号室
事業者名 医療法人社団創福会
施設名 訪問看護ステーションふくろう等々力

私は、事業者から重要事項説明書に基づいて、訪問看護の重要事項の説明を受け、サービスを受けること並びにその利用料を支払うことに同意します。また、サービス担当者会議等において私並びに家族の個人情報を用いることに同意します。

説明日 令和 年 月 日

利用者 代理人